

全建事発第 125 号
令和 6 年 3 月 19 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

令和 6 年能登半島地震に係る
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
の取扱いについて（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の加点措置の取組について、別紙 2 の令和 6 年 1 月 31 日付けの財務省から通知を受け、令和 6 年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、企業間の公平・公正な競争実施の観点から、新潟県、富山県、石川県及び福井県の県内における調達並びに競争参加資格における地域要件の対象地域がそれに準ずる調達については、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けなくてもよいものとする旨、別紙 1 のとおり国土交通省内で通知したとの連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 別紙 1 国土交通省通知文
(令和 6 年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて)
- 別紙 2 令和 6 年 1 月 31 日付財務省通知文
- 参考 令和 3 年 1 月 24 日国交省内通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」

以上

(事業部 山中)